

司法試験委員会会議（第61回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

- 1 日時
平成21年12月16日（水）15：30～18：10
- 2 場所
東京地方検察庁総務部教養課第304会議室
- 3 出席者
 - 司法試験委員会
（委員長）高橋宏志
（委員）奥田隆文，木村光江，酒井邦彦，鈴木誠二，羽間京子，松島 洋（敬称略）
（幹事）小山太士（議題（1）のみ出席）
 - 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）
林 眞琴人事課長，宮崎香織人事課付，遠藤洋一試験管理官
- 4 議題
 - (1) 選択科目の見直しについて（協議）
 - (2) 平成22年度旧司法試験第二次試験考査委員の推薦について（協議）
 - (3) 平成22年度旧司法試験第二次試験の実施について（協議）
 - (4) 新司法試験考査委員会議申合せ事項について（報告）
 - (5) 新司法試験の出題に係る法令について（報告）
 - (6) 平成21年新司法試験の採点実感等に関する意見について（報告）
 - (7) 司法試験予備試験について（協議）
 - (8) その他報告案件
 - (9) 次回開催日程等について（説明）
- 5 配布資料
 - 資料1 規制改革の課題～機会の均等化と成長による豊かさの実現のために～（抜粋）
 - 資料2 閣議決定されたが措置が不十分な事項についての規制改革会議の見解
 - 資料3 更なる規制改革の推進に向けて～今後の改革課題～（抜粋）
 - 資料4 平成18年から実施される司法試験における論文式による筆記試験の科目（専門的な法律の分野に関する科目）の選定について（答申）
 - 資料5 諮問第4号
 - 資料6 新司法試験における出題形式及び問題別配点等について
 - 資料7 新司法試験における短答式試験の出題方針について
 - 資料8 新司法試験における論文式試験の答案用紙の配布枚数について
 - 資料9 視覚障害の受験者に対する配慮について
 - 資料10 新司法試験受験者の無効答案等に関する取扱いについて
 - 資料11 新司法試験における採点及び成績評価等の実施方法・基準について
 - 資料12 平成22年新司法試験の経済法の出題に係る法令について

資料13 平成21年新司法試験の採点実感等に関する意見

資料14 「新司法試験シンポジウム～受験者から見た新司法試験・今あらためて新司法試験を考える～」で出された主な意見について

6 議事等

(1) 選択科目の見直しについて（協議）

【高橋委員長】選択科目の見直しについての協議に先立って、事務局から何かありますか。

【林人事課長】選択科目の見直しについては、前回の会議において、意見募集の結果や規制改革会議のヒアリング結果等を踏まえて御協議いただいたところです。本日も、引き続き、御協議をお願いいたします。

では、選択科目の見直しに関連して、規制改革会議の動向について御報告申し上げます。

規制改革会議は、今月4日、会議を開催して、同会議の考え方をまとめた資料を決定し、規制改革担当大臣に手渡したとのこと。その中で、司法試験に関連するものを抜粋して、資料1から3としました。資料1「規制改革の課題」には、「法曹の質・量の確保」として、法曹人口の拡大、法曹養成機関の見直し、新司法試験の予備試験の制度設計の明確化等、新司法試験の選択科目の見直しの推進などが挙げられています。このうち、選択科目の見直しについては、この資料の213ページ以下に記載があり、内容は、前回の委員会においてヒアリング結果として御報告したのとおおむね同じです。ここには、従前、同会議法務・資格タスクフォースから示されていた選択科目の見直しのための検討基準が明記されており、「当規制改革会議としては、・・・見直しにおける検討基準として下記a～fの具体的事項を提示しているところである。しかしながら、司法試験委員会の審議においては、こうした検討基準に沿った具体的検証が行われた形跡が全く見られないまま、・・・現行の当該規則の改正は要しないこと等とする案が示されているところである。」

「司法試験委員会においては、本検討基準の各科目への当てはめを始めとする具体的・客観的な検証結果を早急に提示し、当該検証結果を踏まえて、選択科目の追加・削除について速やかに必要な措置を講ずるとともに、爾後においても、上記の基準に即した検証による不断の見直しを行うべきである。」と記載されています。資料2の「閣議決定されたが措置が不十分な事項についての規制改革会議の見解」には、19の事項が挙げられていますが、その中の18・19として、新司法試験の選択科目の見直しと新司法試験の予備試験の制度設計の明確化が挙げられており、その評価は、いずれも「不十分」とされています。資料3「更なる規制改革の推進に向けて」は、規制改革会議が考える今後の改革課題を各分野ごとに挙げたものですが、選択科目の見直しと予備試験の制度設計の明確化が、法務分野の3つの課題のうち2つとして挙げられています。選択科目の見直しについては、55ページに記載があり、「選択科目の見直しに当たっては、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況等を見据えつつ、実務的な重要性や社会的な有用性・汎用性等を考慮し、社会における法サービス需要に的確に 대응するという観点が必要であり、規制改革会議としては、これら各観点からの判定・根拠など、見直しにおける検討基準としての具体的事項を提示しているところ。」

試験委員会においては、本検討基準の各科目への当てはめを始めとする具体的・客観的な検証結果を速やかに提示するとともに、当該検証結果を踏まえて、科目の追加・削除について必要な措置を講ずべき。」などと記載されています。

事務局からは、以上です。

【高橋委員長】前回の協議の結果、既存の8科目についてはいずれも残し、消費者法と刑事政策については現時点では選択科目に追加しないこととしました。本日は、法と経済学について、選択科目に追加するか否かを協議したいと思います。

法と経済学については、前回の委員会で、法と経済学会から意見募集に提出された意見のほか、事務局に提出された資料が報告されました。委員の皆様方におかれては、前回の委員会の後、銘々、御検討いただいたと思いますので、本日は、法と経済学の追加の可否について本格的に議論を行いたいと思います。当委員会での検討が不十分であるなどと規制改革会議から御指摘を受けているところでもありますので、是非積極的な御発言をお願いいたします。

では、御審議をお願いします。

【木村委員】資料1で規制改革会議が示しているaからfまでの検討基準との関係で言いますと、dに「確立した体系ないし標準」という言葉が使われていますが、標準的であることや体系的であることが選択科目として重要だということであると、法と経済学には難点があるのではないのでしょうか。前回もこの点について少し触れましたけれども、例えば、前回の資料にあった法と経済学会が提出された問題のイメージの中で「伝統的刑法理論」という言葉が使われていますが、これを法科大学院修了者に解答せよと言っても標準的な答えを想定することは非常に難しいと思いました。ですから、規制改革会議がお示しになった検討基準からいっても、法と経済学を選択科目とするには難しい面があるのではないかという点が一つです。

それと、法と経済学の科目としての性質だと思うのですが、法と経済学における経済学的な視点を取り入れた方法論というものが非常に重要だと言っておられると認識していますが、そうしますと、例えば統計学や政治学といった科目に近い、法科大学院の設置基準でいうと基礎法学・隣接科目のカテゴリーに分類されるものではないかと思います。他方で、現在の選択科目8科目は、いずれも、展開・先端科目のカテゴリーに分類される科目で、これを基礎法学・隣接科目に分類している法科大学院はほとんどないと思いますので、これらと対比すると、法と経済学は、かなり性格が違うという気がいたします。選択科目は、法曹養成のための試験という観点から選ばれていると思うのですが、そういう観点からも、性格の違う科目と思われるので、法と経済学を選択科目に入れるには、かなり慎重な検討が必要なのではないかという気がいたしました。

【松島委員】法と経済学会の意見書を見ますと、第57回会議での私の発言の前段、「法と経済学というアプローチは非常に有意義」という部分をとらえられています。そのことに関しては、法律という観点からだけではなく、背後にある経済から法律を分析することが立法政策に非常に有用であるという点については、私は考えを変えてはいません。ただ、そのときにも言及しましたが、そもそも全く無前提にどのような科目でも司法試験の選択科目にできるというわけではなく、「専門的な法律の分野に関する科目」から選択科目を定めることが司法試験法上決められているわけです。法と経済学会の問題イメージ（例）を見せていただくと、専門的な法律の分

野ではなく、およそすべての分野の問題を作ることができるというものでして、まさに全般的な法律の分野に関して特定の手法によって分析を加えていくという、専門的な法律の分野に関する科目とされる既存の選択科目とは著しく異なる性格が明らかになったと考えています。基本法以外の先端的な法律分野についても、法科大学院で充実した教育が行われることを前提として、これを選択科目として試すというのが、選択科目の制度設計の趣旨であって、そうだとすると、どのような科目を選択科目とするかは法律事項ではないでしょうか。ですから、私が検討させていただいた結果としては、法と経済学を選択科目とすることに単に違和感があるということではなくて、法律を変えるならともかく、現在の法律の範囲において、法と経済学を選択科目として取り入れられるという考えは、論理的に取り得ないというのが結論です。

その点で、私が司法試験を受験した時代には、法律先端科目とは別に、一般教養の選択科目というのがございました。多くの科目を法科大学院で履修させているので、基礎法学や隣接分野に関する科目も司法試験の科目に取り入れるべきだという考え方は、立法論としてはあるかもしれませんが。それに賛成する意見もあるかもしれませんが、逆に、受験生や法科大学院の負担が重くなるとして反対する意見もあるかもしれません。これに対しては、いろいろな考え方があると思います。それでも、私が考えるに、法科大学院で採られている4つに区別された講義の体系から考えると、法と経済学は、法律科目ではない、実定法の理解を問うものではないという点において、やはり、試験科目としては、法律科目と同じカテゴリーには入れられないのではないかとというのが私の意見です。

【鈴木委員】私も法と経済学の入門書を読ませていただきましたが、経済学的なアプローチという面で独自性が認められるということは分かるのですが、対象がすべての法領域にかかっているのも、やはり範囲の明確性に問題があることは否めないのではないかと感じます。また、特に「専門的な法律の分野に関する科目」という面から考えると、法と経済学を選択科目に取り入れるということには、慎重な対応が必要ではないかと思えます。ただ、法と経済学のような様々な法の特定領域を横串で貫く考え方は、立法論としては検討の対象となってもよいのではという印象を受けました。

【酒井委員】資料1の「規制改革の課題」の中にe iiiとして「国家資格に係る試験において、選択科目として配置してその習得を奨励することの社会的、国家的な意味での必要性、有用性、汎用性」という検討基準が挙げられているのですが、これを理解するに当たっても、新司法試験に選択科目が設けられた原点から出発する必要があると思えます。選択科目が設けられた原点は、社会のいろいろなニーズに応える、いろいろな法律分野で専門性を有する法曹を養成するという点にあると思えます。その上で理解すると、この検討基準は、選択科目とすることでそういった専門性が必要な法律分野の習得を奨励することの必要性、有用性、汎用性ということになります。規制改革会議では、この必要性等について、社会的、国家的意味での必要性等というかなり大きなとらえ方をしているようですが、例えば、現在の選択科目に取り入れられている知的財産法や労働法について言えば、日本は、今まさに知財立国を目指し、また、雇用の確保が緊喫の課題であるといった状況にありますし、環境法について言えば、今、デンマークでCOP15が行われているところで、ま

さに社会的・国家的な必要性や有用性などが認められる分野であると思います。選択科目が設けられた趣旨からは、この必要性や有用性というのは、こういう専門性が必要な法律分野での必要性や有用性ととらえるべきものだと思います。

これに対して、前回の資料にある法と経済学会からの意見書では、「有用性が高いからといって、国家試験の選択科目に選定すべきとする理由には、直ちにはなりません。有用性が高ければ弁護士報酬等に反映され、法曹志望者がその実定法分野を自主的に勉強する動機付けとなるため、あえて国家試験の選択科目として奨励することが必ずしも要さないといえるからです。」と書かれています。そうすると、有用性が低い方をむしろ奨励しなければならないことになってしまう。余り揚げ足をとるつもりはないのですが、やはり、必要性や有用性というのは、重要な判断要素だろうと思います。

しかも、この必要性や有用性は、先ほど申し上げたとおり、専門性の必要な法律分野における国家的・社会的な必要性や有用性というとらえ方をするのだろうと思うのです。私は、以前にも、法と経済学はメソロジーだと申し上げており、法と経済学会の意見書でも取り上げられているのですが、メソロジーと言えば、リーガルライティングですとかリーガルリサーチ、こういうものが非常に大事な横串的なメソロジーであると思います。これらは、アメリカのロースクールに行けば徹底的に勉強させられるわけですが、これらがアメリカで司法試験の科目になっているかということ、決してなっていないわけです。やはり、これらの科目は、そういった専門性の必要な法律分野というのは違うということだと思うのです。ですから、繰り返しになりますが、司法試験法でなぜ専門的な法律分野を選択科目として取り入れているのかという原点に立ち、さらに、規制改革会議の示す検討基準を踏まえると、ますます、法と経済学を選択科目に取り入れるのはいかがなものかという感じがします。

【奥田委員】私も、各委員が述べられた意見と同様の印象を受けております。また、前回の資料にある法と経済学会の意見書では「法と経済学は国家試験で独自の選択科目として習得を奨励することが必要」とされています。確かに、法と経済学も習得してほしい分野の一つであるということ自体は決して否定するものではないのですが、それならば、法社会学や法哲学といった科目はどうなのかという議論が当然出てくることになります。そのような選択科目に取り入れられていない他の科目と比較して、法と経済学については特に習得を奨励する必要があるのかという問題になると考えられます。そうすると、法と経済学だけを選択科目として取り上げることが、他の科目との関係でバランスを欠くことになる可能性があるという点を問題点として指摘しておきたいと思います。

【羽間委員】特に付け加えることもないのですが、法律で規定された「専門的な法律の分野に関する科目」に入るのかが一番大きな問題だと思います。そして、法と経済学は、そこには入らないのではないかと考えます。また、法と経済学が本当に標準化されているのか、体系化されているのかということには、若干疑問を感じます。さらに、適用される各法律分野において、法と経済学が受け入れられるものであるのかどうかということも問題になるのではないかと思います。ですから、法と経済学を選択科目に取り入れるかどうかということについては、若干疑問を感じます。

【酒井委員】もう一点、資料1の「規制改革の課題」の中でe iiとして「基本的科目に加えて独自に試験科目とすることの必要性（実務家になってからの習得では適当ではない理由の有無、必要に応じて関連法令、文献、判例等を検索して調べる等によっては対応できない理由の有無等）」と記載されています。要するに、なぜ実務家になる前に習得する必要があるのかということがポイントとなるということなのでしょうが、それに関連して、前回の資料にある法と経済学会の意見書に、「例えば社会経済状況に応じて毎年のように改正される租税法や、日進月歩の技術が実定法に反映される知的財産法、環境法などは、特定時期の条文暗記を強いる必要性が低いと言えます。むしろ、・・・「実務家になってからの習得」がより重要な科目と考えることもできるでしょう。」という記述があるわけです。しかし、確かに日進月歩変わる部分はリアルタイムで習得していけばよいのでしょうかけれども、こういった既存の選択科目について司法試験で何を習得することが求められるかという点、決して単なる知識の暗記ではなく、それぞれの法律分野において法解釈・適用の基盤となる基本的・体系的な理解だと思っております。これは、まさにそれぞれの分野の理念と言い換えてもいいと思います。それぞれの法律分野の理念を早い時期に学び、その理念の上に立って、法律家としていろいろな判例の積み重ねや法律の改正に対応していく。この理念というのは、やはり法律家としての土台ですので、若いうちにしっかりとこの土台を築いておくべきだと思われまます。これに対して、法と経済学というのは、先ほども申し上げたように、メソトロジーである。しかも、それは、いろいろな法律の分野で、立法論・解釈論を展開する上でいろいろな比較衡量をする中でのワン・オブ・ゼムの手法でして、実は、そういったメソトロジーの中でも最も基本的な部分については、既にそれぞれの法律分野で勉強しているわけです。例えば、環境のことを考えるには、環境と開発の問題は避けて通れませんし、民法の借地借家の問題にしても契約解除条件を緩和したときの影響を考えますし、あるいは、刑法の分野の一般予防・特別予防にしてもそうです。すなわち、法と経済学の考え方の基本的な部分は、むしろそれぞれの法律分野の中に既に組み込まれていると言えます。その部分は、それぞれの法律分野を習得する中で、早めによりしっかりと学ばなければならないものです。法と経済学に独自性が認められるとすれば、対象とする法律分野そのものではなくてその方法論、つまりミクロ経済学ですが、その法と経済学にとって重要なミクロ経済学的な部分というのは、応用編、それも相当の応用であって、実務家になってからの習得では適当ではないというのではなく、むしろ、実務を踏まえて、社会の事象を踏まえた上で習得していくべきではないかという感じがいたします。

【高橋委員長】これまでの皆様方の御意見で一番大きなものは、司法試験法の「専門的な法律の分野に関する科目」という点で疑義があるということでしょうか。そして、その角度から考えられてきた実務的な重要性や社会におけるニーズの高さ等というものと法と経済学のそれとは、性質が相当違うだろうということですね。そして、「専門的な法律の分野に関する科目」という点に話を戻すと、法と経済学の手法に強い法律家という意味では法と経済学を専門とした法律家というのも考えられなくはないのですが、選択科目に求められている従来考えられていた専門性とは異なっており、現行法の中で考えると、法と経済学を選択科目に取り入れるのはかなり無理があるのではないかということですね。ただ、他方で、法社会学、法哲学、法

と経済学，更に言えば，法制史や外国法を含む基礎法学・隣接科目の重要性を否定するのではなく，立法論として，こういう科目を司法試験に設けようという考え方はあっていいのかもしれませんが，それは恐らく，そういう科目として別に設けるべきものであって，労働法や倒産法などと一緒にして選択するというのは，立法論としても成り立たないだろうと思います。そういうようなことからすると，法と経済学を現在の選択科目の中に取り入れるのは適切ではないと思います。

規制改革会議が示している検討基準に即して言うと，国家試験で習得を奨励することの社会的・国家的な意味での必要性，有用性，汎用性という点については，法と経済学を学ぶことの意味はもちろん否定はしませんが，それは恐らく他の基礎法学・隣接科目と同じ位置付けにおいてであって，司法試験という一定の制約を持った試験の中で課すことはいかがなものかということになるかと思えます。また，実務家になってからの習得では適当でないという点については，酒井委員が御見解を述べられています。

先ほども申しましたが，鈴木委員も言われたように，法と経済学だけということではなくて，基礎法学や隣接科目を試験科目にするという考え方は，立法論としてはあると思いますが，かつての旧司法試験のように法律分野の科目とは別のグループとして設けるべきもので，現在の法律で与えられている選択科目と同じカテゴリに入れるのは，本来適切ではない。そういったところでしょうか。

【松島委員】現在の選択科目について，平成21年の新司法試験の論文式試験問題を見ると，総じて，特定の分野の実定法について具体的事例への当てはめを通じてその理解度を問うものになっています。そこでいう実定法の規範性や細かさには科目によって差異はありますけれども，何もないところから，自分の頭の中から何かを考え出していくというのとは異なって，特定の分野の法というものの解釈を問うていますよね。この中に法と経済学が入ると，試験科目の統一性のバランスを崩すことになるのではないのでしょうか。それは，法律を変えないと法と経済学を試験科目に取り入れるのは無理だということの裏返しなのですから。法と経済学を試験科目として取り入れたときに，各法律分野を正確に理解していなくても，書こうと思えばある意味で自由に書けるといえるか，逆にそういうふうに自由に書けば高得点が取れたり，ユニークな視点で様々なことを豊富に書くことによって点が付くということになってしまったら，選択科目として同じレベルが求められるにもかかわらず，その科目だけが他の科目と著しく違うものになってしまうというような感じがしました。

【高橋委員長】幹事から報告いただいたように，また，幹事から報告された数字とは多少ずれがありますが，法と経済学会の集めた情報によりまして，法科大学院での講座開設状況はまだ少なく，その点で特に見るべきところはないように思います。それから，意見募集においても，法と経済学を選択科目とすべきであるとの意見が提出されたのは法と経済学会のものだけでした。意見の提出の数で評価が決まるものではありませんが，少なくとも今回の意見募集について言えば，法と経済学を選択科目に取り入れる社会的なニーズが表れているという感じではありません。

それでは，他に御意見がなければ，法と経済学を選択科目に追加しないということではよろしいですか。

(一同了承)

【高橋委員長】これで、全体として、選択科目について改正の必要はないということになります。御確認をお願いいたします。

(一同了承)

【高橋委員長】次に、答申の具体的な記載内容について、協議したいと思います。事務局から資料の説明をお願いします。

【林人事課長】資料4は、選択科目の選定に関する平成16年の諮問に対する答申です。この答申の第2項においては、「新しい司法試験を3回程度実施した後」必要な見直しを行うことが相当である旨の記載をしています。資料5は、今回の諮問です。資料の説明は以上です。

【高橋委員長】平成16年の答申の当時は、新司法試験がまだ実施前であり、これから初めて行うという段階でありましたし、法科大学院も開校して間がない状況でした。そのため、新司法試験を3回程度実施した後に、改めて新司法試験の実施状況や法科大学院における教育内容等を踏まえて見直してはどうか、また、それを外部的に明確にしておく必要があるのではないか、という観点から、そのような記載となったものと理解しています。今回の答申に当たって、将来的な見直しについてどのように考えるか、また、答申の記載をどのようにすべきかについて、御審議をお願いします。御意見はありますか。

【酒井委員】まず、将来的な見直しについてどう考えるかという問題ですが、まだ新司法試験が行われていなかった前回の答申時と異なり、今回は、既に実施された新司法試験の実施状況や法科大学院での教育実績等を踏まえた上で、議論を尽くしたわけです。今後、少なくとも数年間の実績等を見た上で見直しの必要があるかどうかを考えるべきで、あらかじめ、例えば、3年後、5年後という時期を設定するのは、そもそも適当でないと考えます。では、時期に触れずに将来見直すということを書き出すかということですが、そもそも未来永劫にわたって決して見直さないということはありません。逆に、答申に見直すと書くと、読む人によっては、すぐにでも選択科目が変更されるかもしれないといった誤解を生む可能性があり、無用の混乱を招きかねないので、そもそも見直しについて、答申に書くのも適当でないと考えます。受験生の立場に立てば、ある程度選択科目が安定的である必要もあると思いますし、流動的な記述は差し控えた方がよいのではないかと思います。

【高橋委員長】他に御意見はありますか。前回の答申時と今回とは、かなり状況が違います。法科大学院も開設から5年経ち、カリキュラムも全体的に落ち着いてきたと思いますし、新司法試験も4回実施しました。何年後といった具体的な見直しの時期を決めることは、適当でないと考えます。他方で、これまでの協議の中でも現れているように、今回の決定が将来的な見直しを否定するものではなく、将来、必要に応じて見直すことがあり得るということは、我々の共通認識だと思います。例えば、文部科学省が法科大学院全体のカリキュラムを大きく変更するなど、大きな情勢の変化があれば、見直しの必要性が生じる可能性が出てくるでしょう。酒井委員の言い方を借りれば、未来永劫にわたって決して見直しをしないということはありません。当たり前のことでも答申に記載すると、かえって無用の混乱を招くという御指摘もありますし、答申に至る協議の経過は議事要旨に記載されて対外的に明らかになりますから、答申には見直しに関して特段の記載をしないということではいか

がでしょうか。

(一同了承)

【高橋委員長】 それでは、答申においては、「今般の改正の必要はないものとする。」と記載した上で、将来の見直しに関しては記載しないこととします。事務局が今回の答申を法務大臣に御報告する際には、今回の答申が将来的な見直しを否定するものではないことを伝えてもらってはどうかと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

(一同了承)

【高橋委員長】 では、見直しに関しては、答申に特段の記載をしないこととします。事務局は、法務大臣への御報告をお願いします。

【林人事課長】 了解いたしました。

【高橋委員長】 これまでの協議を踏まえ、答申には、「今般は改正の必要はないものとする。」との結論を記載することになります。この結論に至る具体的な記載事項としては、前回の平成16年の答申や規制改革に関する閣議決定等を踏まえたこと、前回の答申で求められているように、実務的な重要性や社会におけるニーズの高さ、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況、法科大学院における科目開設状況、新司法試験の実施状況として各選択科目の受験者数、難易度のばらつき、出題内容についての独自性の程度等、司法修習の状況、意見募集の結果等を総合的に考慮したことが、考えられるところです。そのような内容で御異論がなければ、具体的な字句の表現については、委員長に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

(一同了承)

【高橋委員長】 では、具体的な字句は委員長に一任するとして、答申について決定いたしました。

(2) 平成22年度旧司法試験第二次試験考査委員の推薦について（協議）

- 平成22年度旧司法試験第二次試験考査委員として、別紙1記載の者を法務大臣に推薦することが決定された。

(3) 平成22年度旧司法試験第二次試験の実施について（協議）

- 事務局から、平成22年度旧司法試験第二次試験の実施について、同試験の実施日程及び実施打合せ考査委員会議における協議事項等の説明がなされ、了承された。
- 司法試験法第7条に基づく旧司法試験第二次試験の期日及び場所の公告は、平成22年1月21日（木）付け官報により行うこととされた。

(4) 新司法試験考査委員会議申合せ事項について（報告）

- 事務局から、平成21年11月18日に開催された新司法試験考査委員会議の結果に関し、資料6から資料11の申合せ事項がいずれも平成22年新司法試験の実施方針として決定されたことにつき、報告がなされた。

(5) 新司法試験の出題に係る法令について（報告）

- 委員長から、平成22年新司法試験の出題に係る法令につき、経済法担当の考査委

員から司法試験委員会に対する広報の要請があったことを受けて、資料12に基づいて広報することについて、司法試験委員会議事細則第6条第1項に基づき、書面等により各委員から意見を徴した結果、了承され、平成21年11月19日付けで委員会の議決としたことが報告された。

- 事務局から、資料12を法務省ホームページに掲載したほか、各法科大学院に連絡して広報を行ったことについて、報告がなされた。

(6) 平成21年新司法試験の採点実感等に関する意見について（報告）

- 事務局から、平成21年新司法試験に関し、各科目の考査委員から資料13の採点実感等に関する意見が提出されたことについて報告がなされ、法務省ホームページで公表することとされた。

(7) 司法試験予備試験について（協議）

- 司法試験予備試験における一般教養科目について、別紙2記載の有識者にサンプル問題の検討等を依頼し、その意見を聴取することが決定された。
- 事務局から、規制改革会議が公表した平成21年12月4日の同会議の資料である資料1から3において、司法試験予備試験について言及されていることにつき、報告がなされた。

(8) その他報告案件

- 事務局から、平成21年11月14日に日本弁護士連合会が「新司法試験シンポジウム」を開催したこと、これに関し、同連合会から司法試験委員会委員長あてに、資料14が提出されたことについて、報告がなされた。
- 事務局から、平成21年12月12日に法科大学院協会がシンポジウム「新司法試験と法科大学院教育」を開催したことについて、報告がなされた。

(9) 次回開催日程等について（説明）

- 次回の司法試験委員会は、平成22年1月20日（水）に開催することが確認された。

（以上）

平成22年度旧司法試験第二次試験考查委員推薦者名簿

学者委員 1名

堀 江 慎 司 刑事訴訟法 京都大学大学院法学研究科教授

予備試験サンプル問題検討メンバー

○ 一般教養科目

荒川悦雄	東京学芸大学自然科学系基礎自然科学講座 物理科学分野准教授
石浦章一	東京大学大学院総合文化研究科教授
奥井智之	亜細亜大学経済学部教授
片山善博	日本福祉大学社会福祉学部保健福祉学科准教授
楠木建	一橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授
白井宏	中央大学理工学部教授
菅原克也	東京大学大学院総合文化研究科教授
助川幸逸郎	横浜市立大学非常勤講師
滝沢清	東京学芸大学自然科学系数学講座数学分野准教授
森田強司	法務省大臣官房司法法制部付
山崎耕史	法務省大臣官房付兼司法法制部付（総合法律支援推進室長）